

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



平成 23 年 6 月
横浜市



横浜市政の推進につきまして、平素から御高配、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

昨年の本市提案・要望について、格段の御配慮をいただきましたおかげで、保育所待機児童数を減らすことができました。また、国際コンテナ戦略港湾やスマートシティプロジェクトの選定により、地域経済の活性化に向け取組を進めているところです。

我が国は、東日本大震災の影響から一日も早く立ち直らなければなりません。経済の活性化、環境問題やグローバル化への対応などの課題に、スピード感をもって果敢に挑戦するためには、今こそ、基礎自治体としてのきめ細かなサービス提供と、国をも牽引するダイナミックな経済活動を生み出すことができる大都市がその力を発揮するときです。

そのためにも、縦割りを排し、総合的な都市づくりを進めるための「総合特区」への指定はぜひとも必要です。さらに、その力をより効果的、効率的に発揮するための新たな大都市制度の創設に向けて、御協力をお願いするものです。

日本全体を牽引していく大都市自治体としての役割と責任を十分に果たしていく覚悟を十分御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

平成 23 年 6 月

横浜市長 林 文子



提 案 ・ 要 望 事 項

<内閣官房>

総合特区（国際戦略総合特区）制度による
さらなる国際競争力の強化…………… 1

低炭素で安全・安心なスマートシティ構築の加速化に向けた、
環境未来都市への選定…………… 3

<内閣官房、国土交通省>

横浜都心臨海部における国際競争力強化に向けた拠点整備の推進…………… 5

<内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省>

新たな大都市制度の創設、
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進…………… 7

<内閣府、財務省、厚生労働省>

保育所待機児童解消に向けた制度の拡充…………… 9

<内閣府、厚生労働省>

困難を抱える若者の就労に向けた支援の充実…………… 11

<財務省、防衛省>

市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等…………… 13

<厚生労働省>

生活保護制度の抜本的な見直しの実施……………15

国民健康保険制度改革における抜本的な見直しの実施……………17

介護保険制度に係る改善……………19

<経済産業省>

京浜臨海部におけるライフサイエンス分野の国際競争拠点の形成……………21

<国土交通省>

国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力強化と
幹線道路網の整備の推進……………23

羽田空港の更なる国際化の推進……………27

緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充……………29

総合特区（国際戦略総合特区）制度による さらなる国際競争力の強化（内閣官房）

【提案内容】

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を図るため、本市提案のプロジェクトを、国際戦略総合特区として指定

【提案の背景】

横浜が持つポテンシャルを最大限活用し、公民連携・広域連携のもと成長産業・最先端技術の集積を図り、国際競争力を高めることが最重要課題となっています。

このため、以下の本市提案のプロジェクトを国際戦略総合特区として指定することを要望します。

「京浜臨海部におけるライフサイエンス分野の国際競争拠点形成」

- ・当該地域は、ライフサイエンス分野の企業・研究機関等が高密度に集積し、かつ、羽田空港に近接する開発拠点です。
- ・理化学研究所横浜研究所や横浜市立大学、横浜バイオ医薬品研究開発センターなど、最先端の研究開発基盤が揃っており、基礎から応用につながる幅広い研究が行われています。

「アジア・グローバルシティ」

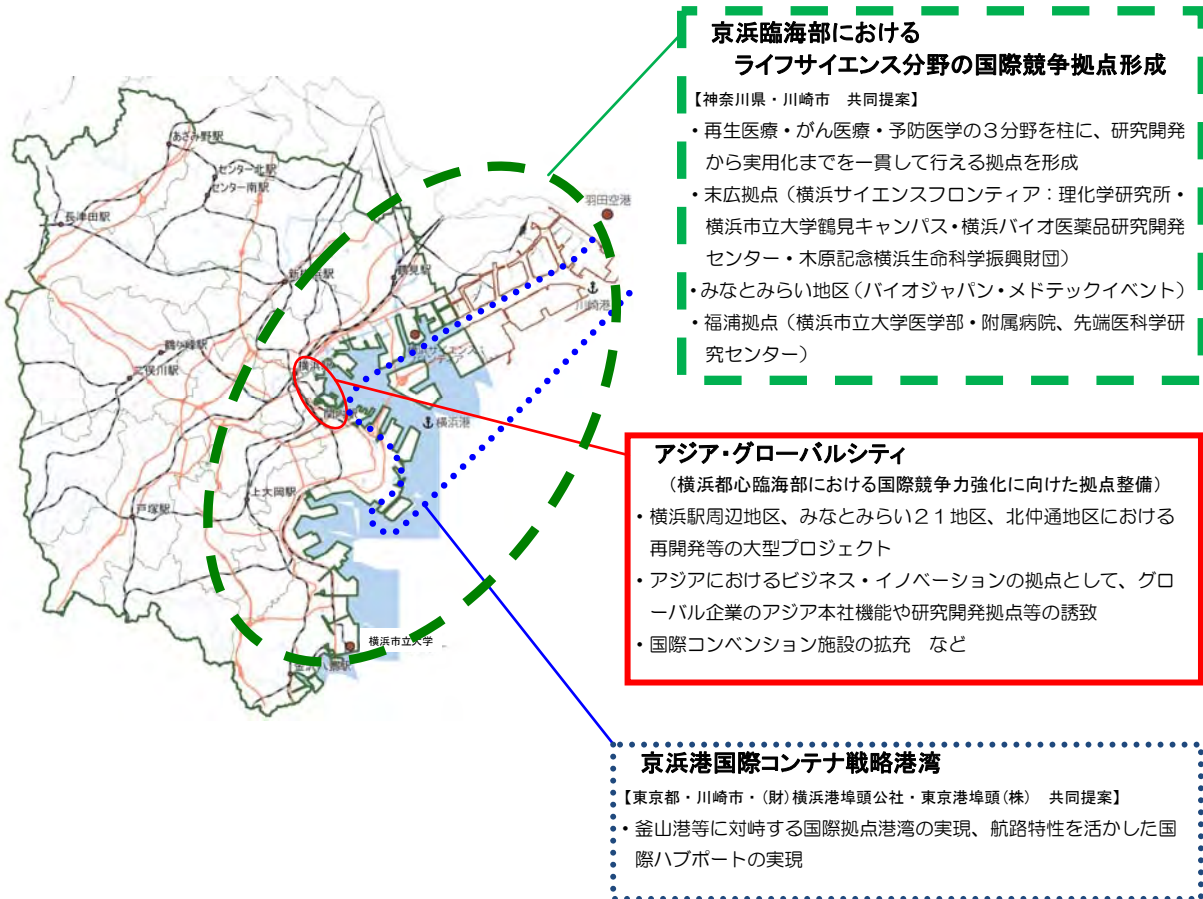
（横浜都心臨海部における国際競争力強化に向けた拠点整備）

- ・当該地域は、羽田空港や横浜港に近接する国際拠点であり、都市のブランド力の高さや国際的な文化交流の実績など、国際競争の観点で優位性があります。
- ・規制緩和や税の減免措置、拠点整備などの重点投資を行うことにより、更なる国際競争力の強化を図ることが必要となっています。

「京浜港国際コンテナ戦略港湾」

- ・横浜港をはじめとする京浜港の国際競争力を強化するため、「釜山港等
に対峙する国際拠点港湾」の実現に向けて、取組を進めています。
- ・我が国最大のコンテナ取扱量を有するとともに、質・量ともに充実した
港湾物流施設の集積、迅速で質の高い荷役の提供、充実した航路網
など、京浜港の優位性（強み）を活かし、更なる国際競争力を強化し
ていく必要があります。

本市の国際戦略総合特区の提案



提案の担当／政策局政策部政策課担当課長

経済局成長戦略推進部新産業振興課長

都市整備局企画部企画課長

港湾局港湾経営部戦略港湾担当課長

鵜澤 聡明 TEL 045-671-4202

立石 建 TEL 045-671-2574

鈴木 健一 TEL 045-671-2005

大濱 宏之 TEL 045-671-2873

低炭素で安全・安心なスマートシティ構築の加速化に向けた、環境未来都市への選定（内閣官房）

【提案内容】

再生可能エネルギーの大量導入を支え、危機発生時にも地域におけるエネルギーの安定供給を担保できるスマートグリッドの開発及び普及を加速化するため、「横浜スマートシティプロジェクト」を推進する本市を、環境未来都市として指定

【提案の背景】

- ・ 本市は「横浜スマートシティプロジェクト」を通じ、**地域内の再生可能エネルギーを最大限活用**しながら、生活の快適性を保ちつつ**省エネを促進**するスマートグリッドの構築を進めています。
- ・ 地域内のみならず、**地域間のエネルギーの相互融通の実現**を目指す点は、**横浜独自の取組**であり、**危機発生時でもライフラインの途切れないまちづくり**に貢献するとともに、**エネルギーを通じた相互扶助による社会的連帯感の醸成**も期待できます。
- ・ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、1企業が発電から送電、配電までを一貫して担ってきたことに課題を提起し、分散型でかつ、低炭素な電源である**再生可能エネルギーの大量導入の重要性**に改めて脚光を当てました。さらに、資源に乏しい我が国において、今後エネルギーを安定供給するためには、将来にわたっての**消費者・供給者双方でのエネルギー使用の効率化**が必須です。
- ・ これらに先行着手する本市を「**環境未来都市**」へ**選定**することで、規制・制度改革を含めた支援策や関連予算の集中により、民間事業者及び消費者の積極的参画が促され、**環境・安全・エネルギーの自立が三位一体となったスマートシティのモデルを早期に確立**できます。そして、**海外都市への国際技術協力として展開**することに加え、この技術を**東日本大震災からの復興へ活用**することが、**わが国の新たな成長に道筋をつける上でも重要**です。

横浜スマートシティプロジェクトの概要

・経済産業省の「次世代エネルギー社会システム実証地域」に選定(H22.4)

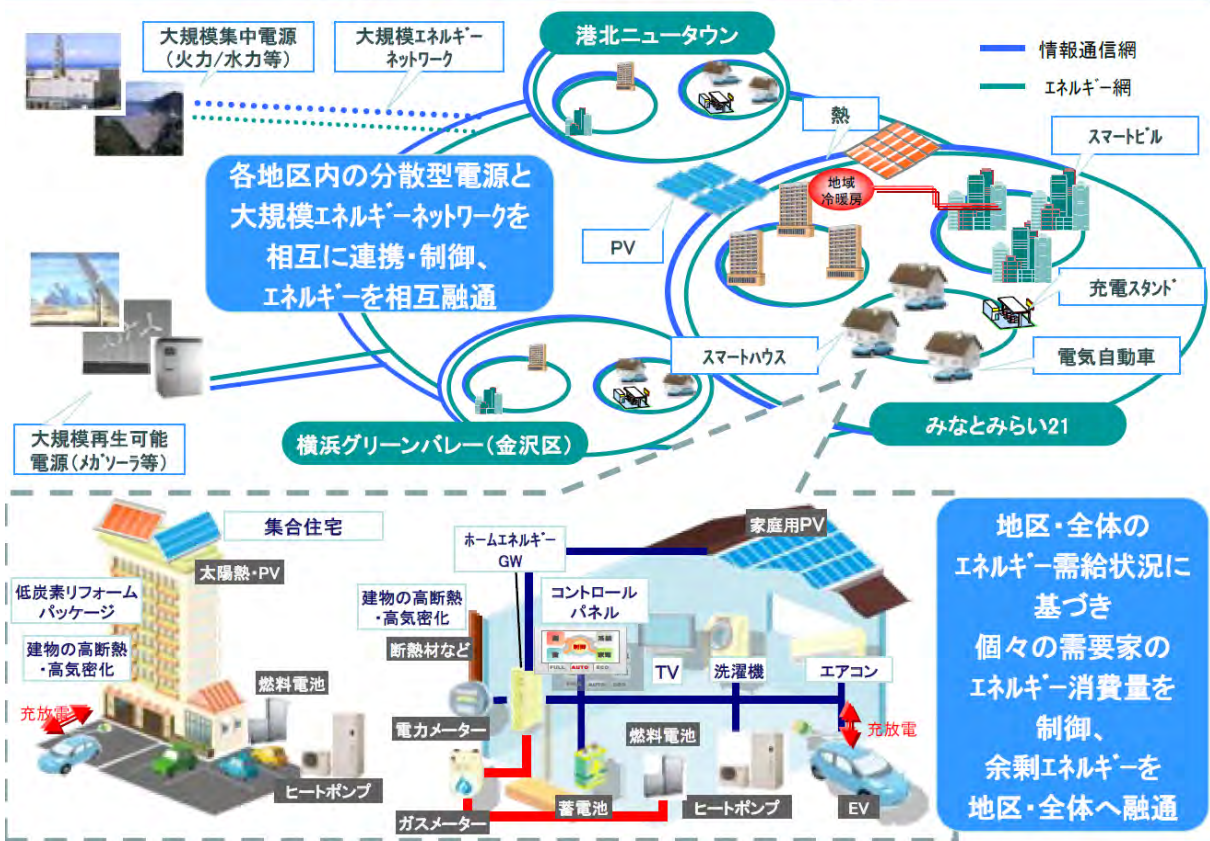
事業主体	対象地域	対象地域の規模
横浜市、アクセンチュア、東京ガス、東京電力、東芝、日産、パナソニック、明電舎 等	みなとみらい21地区、 港北ニュータウン地区 横浜グリーンバレー地区(金沢区) 等	人口:約42万人(約17万世帯) 面積:約60km ²

スマートグリッドを礎とした**新しい社会システムの構築**
 “英知を結集させ 横浜で構築し 海外へ展開する”



- ・企業の英知を、多様な地勢、豊富な市民力を擁する横浜に結集させる
- ・各者の英知を紡ぎ、市民が実際に暮らす街で社会システムを構築
- ・アジア新興国をはじめとした海外各都市へシステム・ノウハウを展開

横浜スマートシティプロジェクトの概要



横浜都心臨海部における国際競争力強化に向けた拠点整備の推進（内閣官房、国土交通省）

【提案内容】

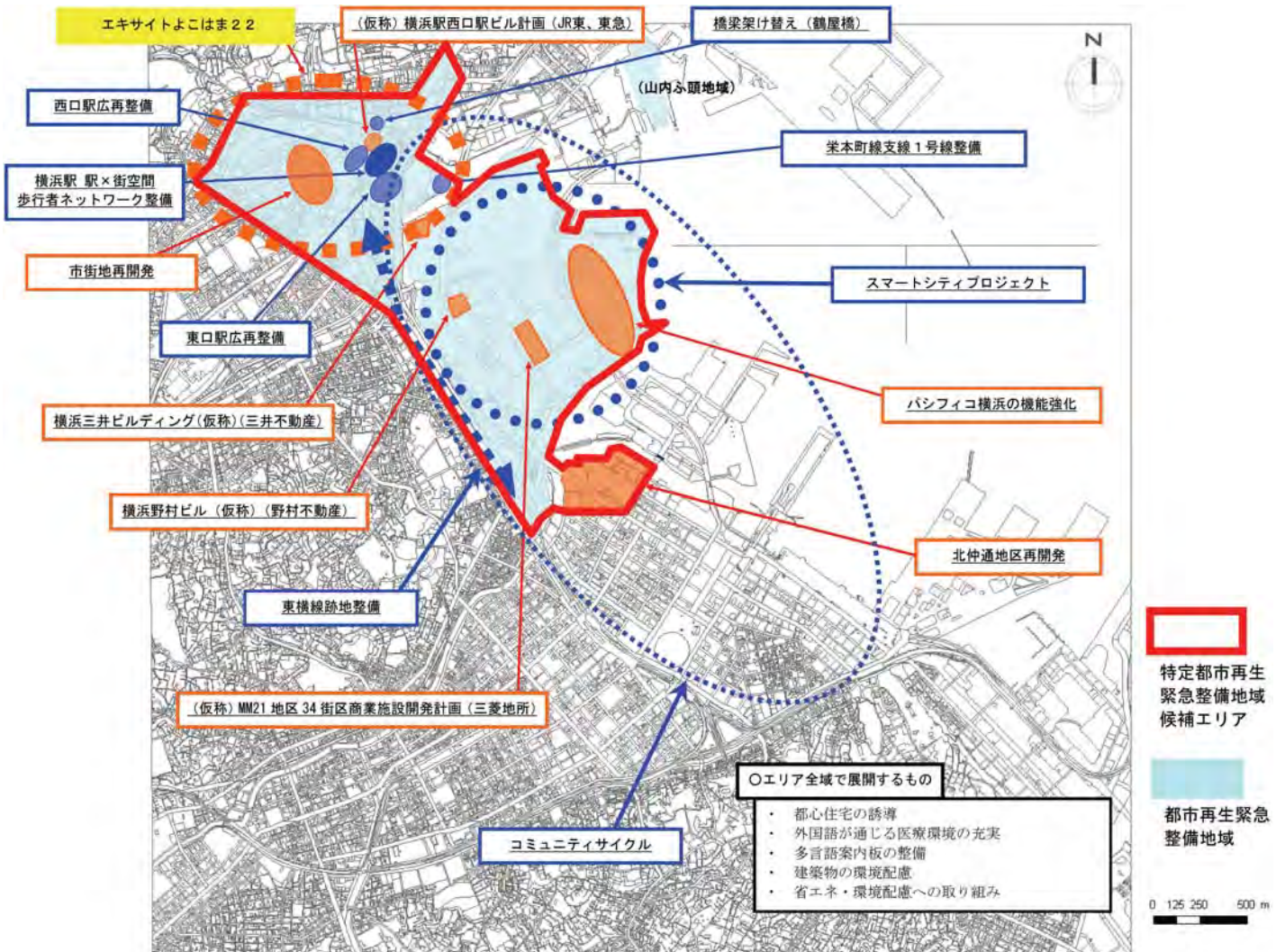
- 1 横浜都心臨海部についての、「特定都市再生緊急整備地域」への指定
- 2 「国際競争拠点都市整備事業」について、国際コンベンション施設の機能強化等、国際競争力強化に繋がる様々な事業に活用可能な制度の構築

【提案の背景】

- ・ 国際都市横浜の**都心臨海部**は、**横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、北仲通地区**等で構成されており、他都市の地域と比較して、都市のブランド力の高さや国際的な文化交流の実績など、**国際競争という観点での優位性**があります。
- ・ 当地域では、エキサイトよこはま22や、みなとみらい21地区・北仲通地区における再開発等の大型プロジェクトが進行しており、羽田空港の国際化や横浜港のハブポート化を活かした**国際競争力強化に取り組んでいる**ところですが、更に、スピードを上げ、**効果を高める集中的な支援や制度創設が必要**です。
- ・ そのため、当地域を、国の新成長戦略の一環として、都市再生特別措置法の改正により、大都市の国際競争力の強化を図ることを目的として創設された「**特定都市再生緊急整備地域**」に指定することを要望します。
- ・ また、指定された地域内における都市拠点インフラ整備を重点支援する「国際競争拠点都市整備事業」が創設されたところですが、当該事業については、**国際コンベンション施設の機能強化や防災機能の強化など、国際競争力強化に繋がる様々な事業に活用可能な制度とすることを要望**します。

※ 当地域については、国際戦略総合特区へも「アジア・グローバルシティ」として提案を予定しており、それぞれの制度を効果的に活用することにより、国際競争力の向上を図っていきます。

当地域で今後予定されているプロジェクト一覧



■主要プロジェクト

横浜駅周辺地区

- ・エキサイトよこはま22
- （仮称）横浜駅西口駅ビル計画
- 治水安全度向上に向けた橋梁架け替え（鶴屋橋等）
- 都市計画道路の整備（栄本町線支線1号線等） 等

みなとみらい21地区等

- ・横浜野村ビル（仮称）…46街区
- ・（仮称）MM21地区34街区商業施設開発計画…34街区
- ・パシフィコ横浜の機能強化
- ・東横線跡地整備（横浜駅～桜木町駅）
- ・コミュニティサイクル（横浜駅周辺地区～みなとみらい21地区～関内地区等）
- ・横浜スマートシティプロジェクト

北仲通地区

- ・北仲通地区再開発

新たな大都市制度の創設、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

【提案内容】

- 1 大都市が果たしている役割にふさわしい総合的・一体的・主体的な大都市経営を行うことが可能となる、**広域自治体から独立した新たな大都市制度の創設**
- 2 基礎自治体である**指定都市への事務・権限移譲の一層の推進**による国及び道府県との重複行政の解消と、**指定都市の自主財源の充実強化**

【提案の背景】

- ・ 現行の地方自治制度においては、大都市であっても、基本的に一般市と同じ枠組みの中で一部特例的な扱いがされているにすぎません。大都市が果たしている役割に対して不十分な税財源措置、依然として多く残る国や道府県の関与など制度的な限界により、大都市が有する高い行財政能力が存分に発揮できていません。そこで、本市及び指定都市市長会が提案する**新たな大都市制度(特別自治市)の創設に向けた具体的検討と本市など大都市の意見を十分に聴取することを要望**します。
- ・ 本市をはじめとした指定都市は、周辺地域も含めた広域的な行政サービスを提供するとともに、福祉・医療施策など大都市特有の行政需要に効率的・効果的に対応することが求められています。**総合的で一元的なサービス提供のため、国(ハローワークの職業紹介事務など)や道府県がもつ事務・権限(私立幼稚園の認可権限や都市計画決定権限など)の指定都市への移譲を一層推進**し、国や県との重複行政を解消する必要があります。
- ・ 国、県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっていないという課題があり、新たな大都市制度の創設や、国や道府県から指定都市への権限移譲にあわせて、**抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化**することは不可欠です。なお、それが実現するまでの間は、法定率引上げ等による必要な地方交付税総額の確保や、より自由度が高い地域自主戦略交付金が安定的に確保されることを要望します。

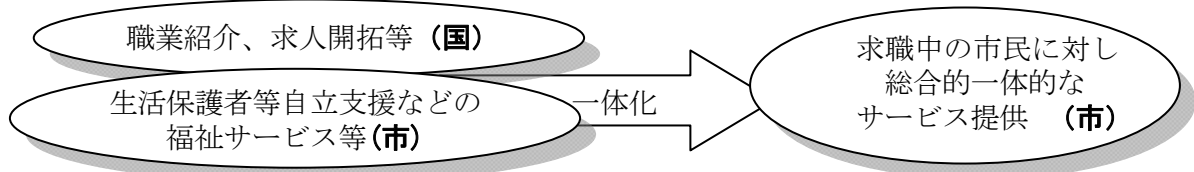
(1)新たな大都市制度創設の基本的考え方<基本的方向性>(平成22年5月策定)

【新たな大都市制度提案の基本的枠組み】

- ① 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体
- ② 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政
- ③ 役割・仕事量に見合った公平な税制
- ④ 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

(2)指定都市への事務・権限移譲、重複行政の解消

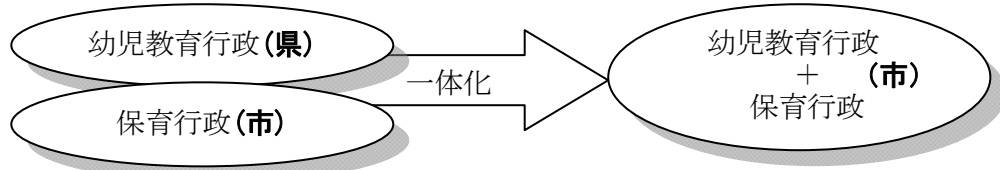
ア ハローワーク(国の出先機関)の事務・権限の指定都市への移譲



※『アクション・プラン(ハローワーク関係)に記載の「一体的実施」に係る提案』を平成23年3月提出済

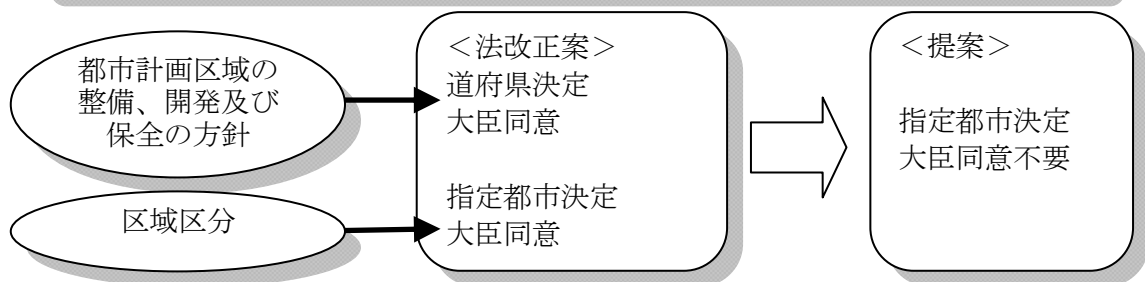
イ 私立幼稚園の認可権限等の指定都市への移譲

私立幼稚園の認可権限、運営指導権限、補助金(国庫補助対象)交付権限の県から指定都市への移譲(保育行政との一体化)



ウ 都市計画の決定権限の指定都市への移譲

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限、区域区分の決定権限の国・県から指定都市への移譲



(3)指定都市の自主財源の充実強化

偏在性の低い消費税等から事務・権限に見合った税源移譲

(税源移譲が実現するまでの間)

- ・法定率引上げ等による必要な地方交付税総額の確保
- ・より自由度が高い地域自主戦略交付金の安定的確保

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に則した指定都市の自主財源の充実強化

保育所待機児童解消に向けた制度の拡充 (内閣府、財務省、厚生労働省)

【提案内容】

保育所待機児童の解消に向けた、地方自治体の意見を十分に反映した制度設計の早期実現と、「安心こども基金」と同等の財政措置の継続

【提案の背景】

- ・「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト基本構想（平成22年11月29日）」で示されている「場所」の確保、「人材」の確保施策として、**保育所整備等のための土地・建物の確保に向けた更なる支援や保育を担う潜在的な人材の掘り起しに向けた支援メニューの具体化を要望**します。
- ・また、「子ども・子育てビジョン」では、「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」の目標を26年度までに35%と掲げていますが、横浜市では、現在の待機児童の解消に加えて、潜在的な保育需要も見越したさらなる保育環境の整備が必要な状況です。
- ・本市では、**市有地を活用した保育所整備を進めていますが、保育所に適した土地を選定するのが困難な状況**です。昨年、定期借地権を利用した国有地の有償貸付制度が実現しましたが、特に大都市においては、用地確保に係る経費も高額となることから、**国有地貸付制度の無償化を要望**します。
- ・このように、地域の実情に応じた効果的な施策を迅速に展開できるよう、運用にあたっては、指定都市をはじめとする**地方自治体の意見を十分に反映した柔軟な制度設計を早期に行うことを要望**します。
- ・現在、保育所待機児童の解消に向けた各事業の財源として時限的に措置されている「安心こども基金」を活用していますが、24年度以降も、**この基金と同等の財政措置の継続を要望**します。

- ・さらに、子ども・子育て新システムの制度設計に当たっては、確実な移行策とともに、必要な財源の確保について、指定都市をはじめとする地方自治体と十分に協議を行うことを要望します。

「国と自治体が一体となって取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト基本構想（H22.11.29）」
（現状フレーム）

（要望内容）

（1）既存の制度に縛られない
「多様で柔軟な保育サービス」の確保

- 家庭的保育の拡充
- 認定こども園の普及促進等
- 最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

（2）「場所」の確保

- 賃貸物件の活用
対象：地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）、30名までの小規模な保育所整備
補助年数：単年度
- 既存のビルの空きスペース等の活用（認可保育所の屋外階段設置基準の緩和）
・条例化の予定だが、基準緩和の範囲が未定。

補助対象に、**民有物件を含め、30人以上の保育所整備にまで拡大。**
補助年数を**10年程度の複数年**へ拡大。

参酌すべき基準としての位置づけへ。

（3）「人材」の確保

- 保育を担う潜在的な人材の掘り起し・再教育
・具体的な内容は示されていない。

国と自治体の役割を活かした人材確保・育成プログラムを推進できる**制度創設**を。

地方自治体の意見を十分に反映した制度設計

困難を抱える若者の就労に向けた支援の充実 (内閣府、厚生労働省)

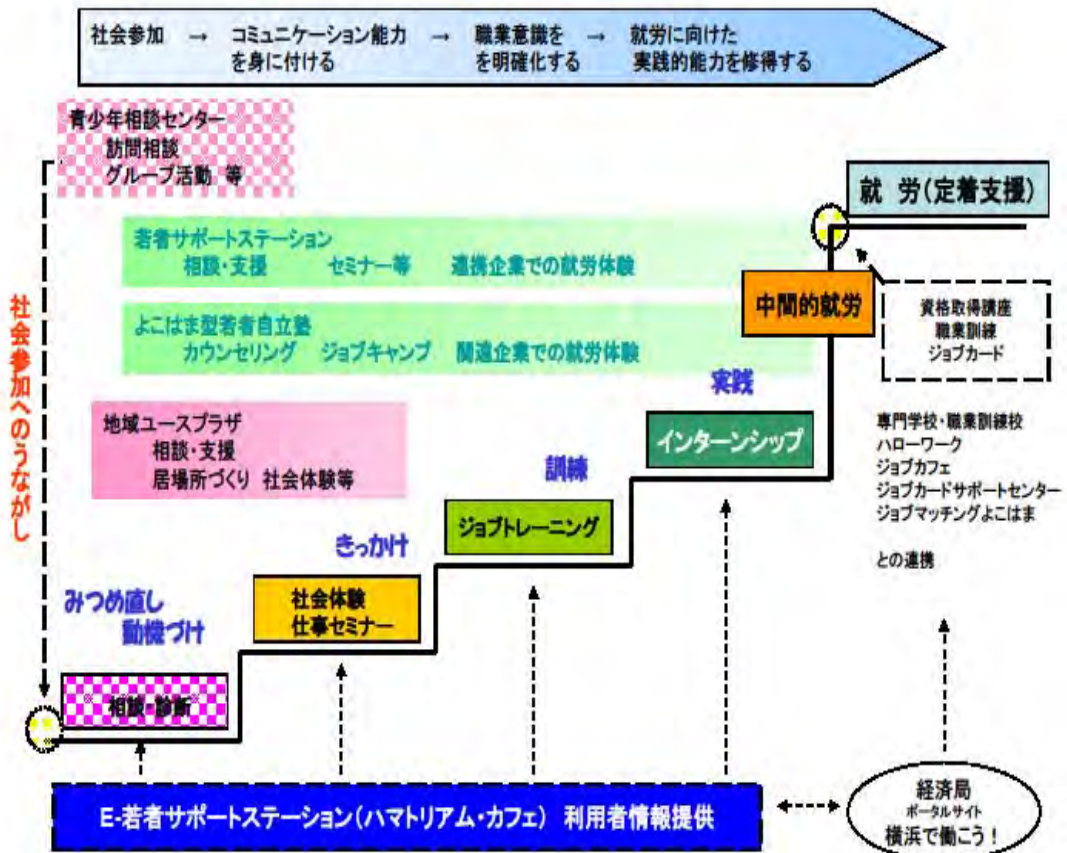
【提案内容】

- 1 地方自治体が困難を抱える若者の総合的な就労支援メニューを構築するための財政措置
- 2 困難を抱える若者に向けたパーソナル・サポート・サービス・モデル事業の継続実施

【提案の背景】

- ・ 若年者の雇用情勢が依然と厳しい状況の中で、東日本大震災が起こり、首都圏においても地域経済が深刻なダメージを受ける中で、若者の雇用創出と就労に向けた支援が喫緊の課題となっています。
- ・ 本市でも平成18年に「よこはま若者サポートステーション」を開設するなど、若者の抱える状態や課題に応じて相談支援機関を設置し、支援プログラムを展開してきました。そして、このような支援機関やプログラムを相互に結びつけることで、最終目標である就労まで切れ目無く、総合的に支援する仕組みとして「よこはま型キャリア・ラダー」を形成しています。また中退者や卒業後の進路が不安定な生徒を多く抱える高校と連携した「進路選択支援」の取組も始めています。これらの支援プログラムは、「ふるさと雇用再生基金」など国からの財政措置を活用して実施しています。
- ・ また22年度からは、複合的な困難を抱える若者を個別かつ継続的に支援するための「パーソナル・サポート・サービス」のモデル事業を国からの財政措置（緊急雇用基金）を活用して実施しています。
- ・ このように、困難を抱える若者に対して自治体が総合的に就労を支援する仕組みを展開できるよう国の継続的な財政措置と、パーソナル・サポート・サービス・モデル事業の継続実施を求めます。

次のステップアップにつながる就労支援の仕組みーよこはま型キャリアラダー



市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 (財務省、防衛省)

【提案内容】

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている4施設・区域の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化に向けた支援等

- (1) 国事業の実施や本市事業に対する国の全面的な協力
- (2) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (3) 土壌汚染対策・工作物処理等の迅速かつ適切な対処

3 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 上瀬谷通信施設における環状4号線整備に向けた国の協力
- (2) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (3) 災害や感染症発生等への適切な対応と情報提供の徹底
- (4) 市民生活の安全性に配慮した防犯・防火対策の徹底

4 池子住宅等建設に関する地元要望の最大限の尊重

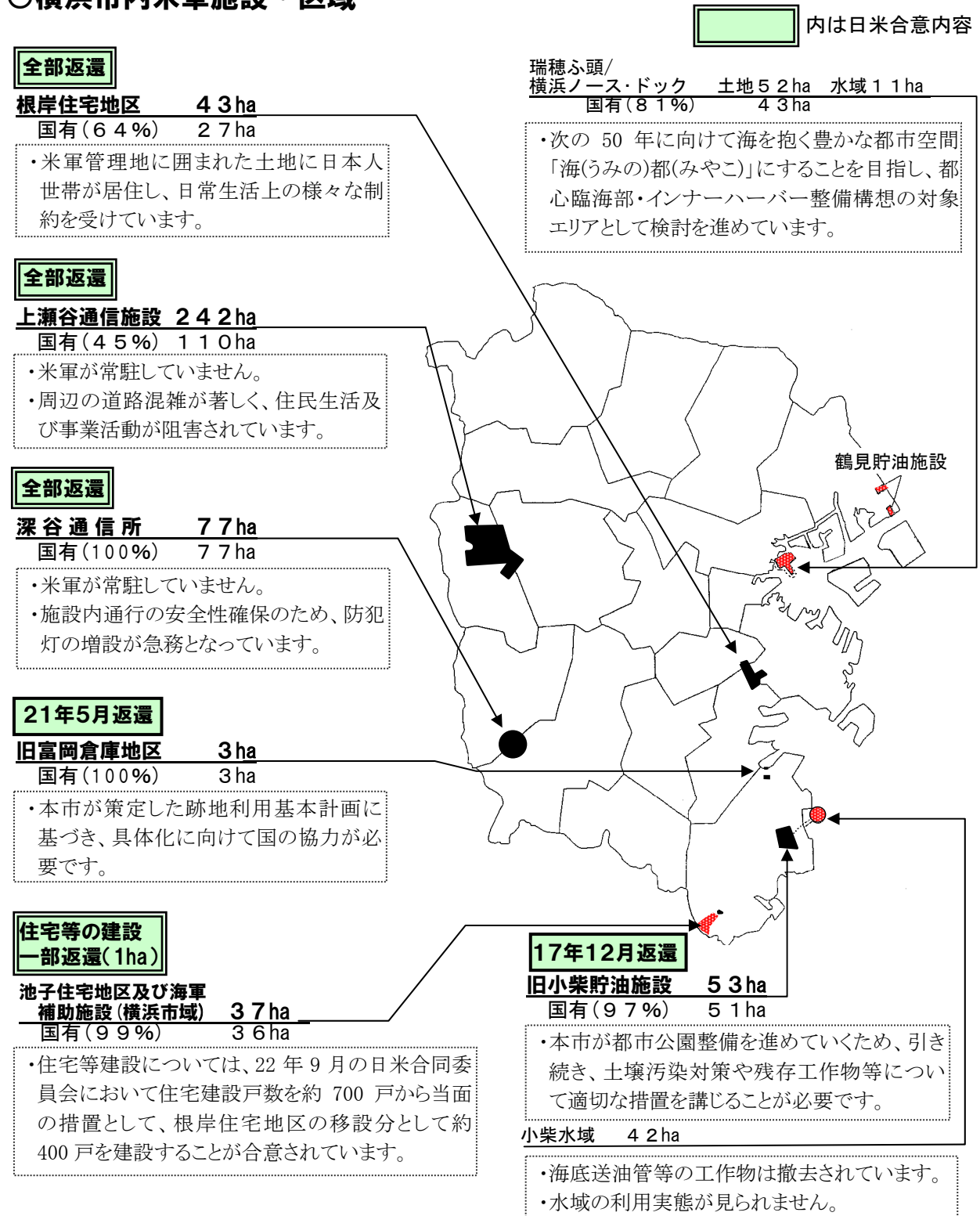
- (1) 自然環境の保全、施設周辺的生活環境の維持・向上
- (2) 地元をはじめ市民への適時・適切な説明と情報提供
- (3) 地元要望を尊重した適切なプロセス・手続の確保
- (4) 飛び地の利用、道路整備等地域まちづくりへの協力

【提案の背景】

- ・ 横浜市内には、他の大都市には例を見ない米軍施設（約470ヘクタール）が存在し、都市づくりを進める上での大きな障害となっています。
- ・ 戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、これまでの経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進や国有地の処分条件の配慮、財政的な支援が求められています。

- ・ 返還施設の管理については、市民生活の安全性に配慮した防犯・防火対策など適切な措置を講じることが必要です。
- ・ 今後返還される施設についても土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じることが必要です。

○横浜市内米軍施設・区域



生活保護制度の抜本的な見直しの実施 (厚生労働省)

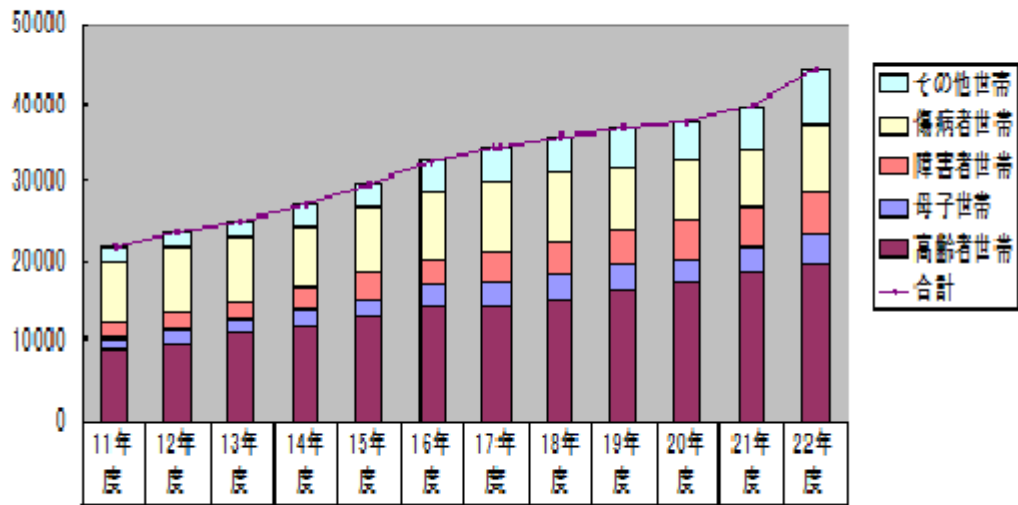
【提案内容】

- 1 65歳以上の高齢者に対する、**新たな社会保障制度の創設**
- 2 市民から信頼される制度とするため、**不正を許さない制度への転換**
- 3 生活保護に至る前の**低所得者層及びホームレスに対する支援策の構築**

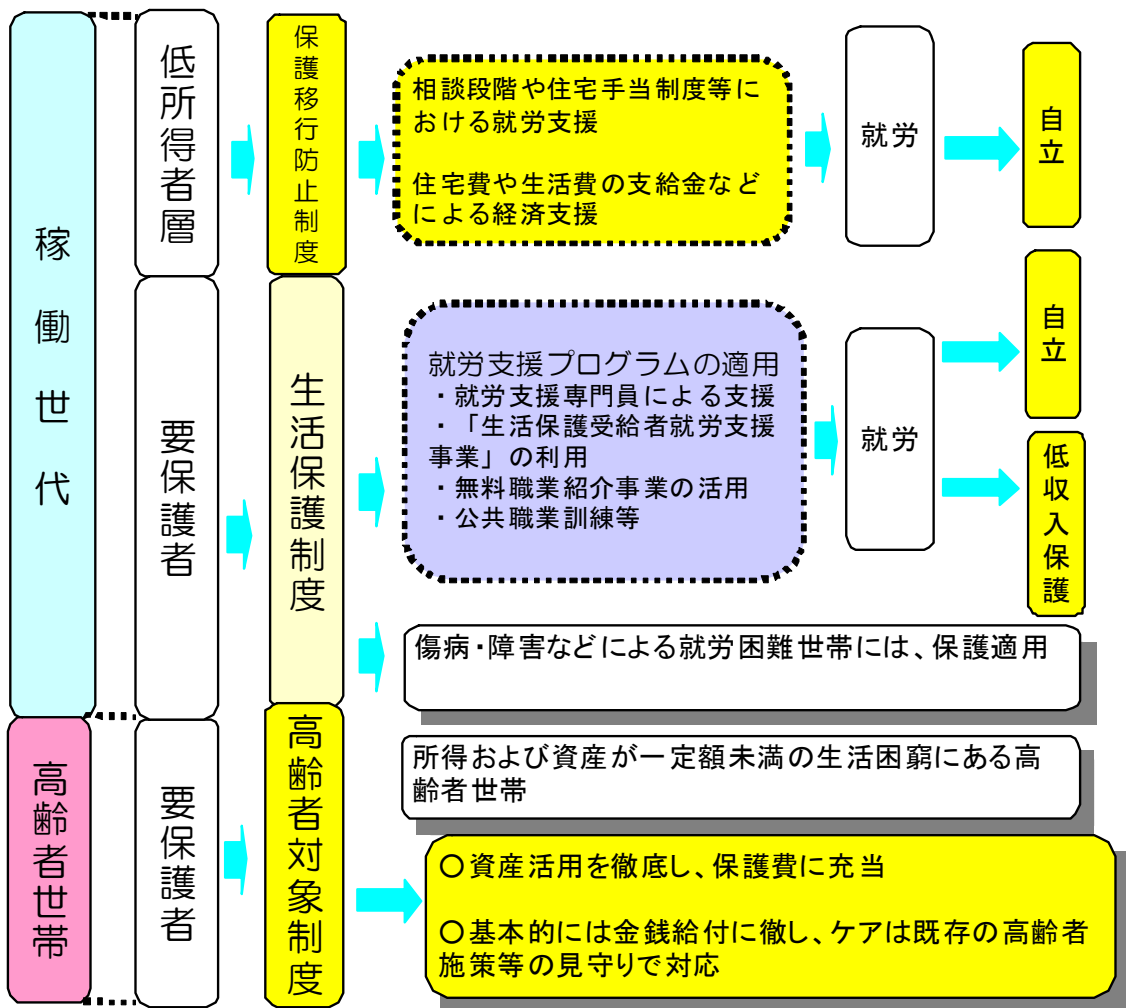
【提案の背景】

- 被保護世帯が急増する中、高齢者世帯は被保護世帯の5割弱を占めており、今後も増加することが見込まれています。高齢者世帯は経済的自立の可能性が低く、自立助長を目的の一つとする生活保護制度が結果として年金制度を補完する役割を担うこととなっています。そこで、**高齢者世帯の増加に対応した新たな社会保障制度の創設を要望**します。
- また、**生活保護制度が市民から信頼を得ていくため**にも、金融機関等に対する調査権限の拡大や、不正受給の返還金について保護費から差し引いての支給ができるようにするなど、**法改正が必要**です。
- 住宅手当等の低所得者層等に対する第二のセーフティネット施策については、**生活保護への移行を防止する制度として、体系を整理した上で、恒久的な制度としていく必要**があります。また、ホームレス対策においても**国の責任で施策・財源の両面で必要な措置を講じることを要望**します。

本市における世帯類型別被保護世帯数の推移（各年度4月）



新たなセーフティネットのイメージ



提案の担当／健康福祉局生活福祉部保護課長

巻口 徹 TEL 045-671-2367

健康福祉局生活福祉部援護対策担当課長

中島 隆雄 TEL 045-671-2425

国民健康保険制度改革における抜本的な見直しの実施（厚生労働省）

【提案内容】

国民健康保険制度のあり方と調整交付金の算定方法の見直し

【提案の背景】

- ・ 市町村国保は、高齢化に伴う医療費の増加、低い所得水準及び景気の低迷による保険料収入の伸び悩み等、構造的に脆弱な財政基盤を抱え非常に厳しい財政状況に陥っています。
- ・ 横浜市においても、国保の抱える構造的問題に加え、医療費の増加等に伴い、その不足分を一般会計からの繰入と被保険者への保険料負担で補ってきましたが、一般会計からの繰入は年々増加し、被保険者の負担も限界にきています。
- ・ また、本市は制度発足以来医療分の普通調整交付金の交付を受けていませんが、その要因は、算出方法にあります。被保険者の所得水準を反映する理論上の収入と実際の医療費に基づいて算出されるため、**医療費の適正化に努める保険者ほど、交付に当たり不利になる仕組み**となっています。
- ・ 現在、国において「社会保障と税の一体改革」の検討が行われていますが、**市町村国保のあり方や調整交付金の算定方法の抜本的な見直し**を図り、**医療費の適正化推進にインセンティブが働く仕組みへの見直しを要望**します。

医療給付費分の財源構成（国モデルとの比較）

[平成22年度]

○国モデル

← 市 →	← 国 →	← 県 →
保 険 料 (50%)	国 調 交 (9%)	療 養 給 付 費 等 負 担 金 (34%)
		県 調 交 (7%)

●横浜市（平成22年度予算：1284.9億円）

← 市 →	← 国 →	← 県 →
保 険 料 (53.5%) 687.4	市 費 (5.5%) 70.7	療 養 給 付 費 等 負 担 金 (34%) 436.9
		県 調 交 (7%) 89.9

例年、国から医療分の調整交付金が交付されないので、保険料で3.5%を負担し市費5.5%を繰り入れて9%を補っています。

調整交付金の算出方法

◆医療給付費分

<p style="text-align: center;">調整対象需要額</p> <p style="text-align: center;">(医療費等、保険料として確保すべき額)</p> <p style="text-align: center;">64,903,464千円</p> <p style="text-align: center;">* 医療費実績等から算出</p>	-	<p style="text-align: center;">調整対象収入額</p> <p style="text-align: center;">(理論上の横浜市保険料収入額)</p> <p style="text-align: center;">67,184,657千円</p> <p style="text-align: center;">* 本市被保険者の所得を基に全国一律の料率で徴収すべき保険料を算出</p>	}	超過額	=	<p>普通調整交付金額 △2,281,193千円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">不交付</p>
--	---	---	---	-----	---	--

[実際の医療費(地域差あり)]

◆後期高齢者支援分

<p style="text-align: center;">調整対象需要額</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金として納付すべき額)</p> <p style="text-align: center;">21,090,129千円</p>	-	<p style="text-align: center;">調整対象収入額</p> <p style="text-align: center;">(理論上の横浜市保険料収入額)</p> <p style="text-align: center;">20,314,384千円</p>	}	不足額	=	<p>普通調整交付金額 775,745千円</p> <p style="text-align: center;">(交 付)</p>
--	---	--	---	-----	---	--

[一律単価(地域差なし)]

◆介護納付金分

<p style="text-align: center;">調整対象需要額</p> <p style="text-align: center;">(介護2号被保険者が納付すべき額)</p> <p style="text-align: center;">8,420,660千円</p>	-	<p style="text-align: center;">調整対象収入額</p> <p style="text-align: center;">(理論上の横浜市保険料収入額)</p> <p style="text-align: center;">8,051,830千円</p>	}	不足額	=	<p>普通調整交付金額 368,830千円</p> <p style="text-align: center;">(交 付)</p>
---	---	---	---	-----	---	--

[一律単価(地域差なし)]

介護保険制度に係る改善（厚生労働省）

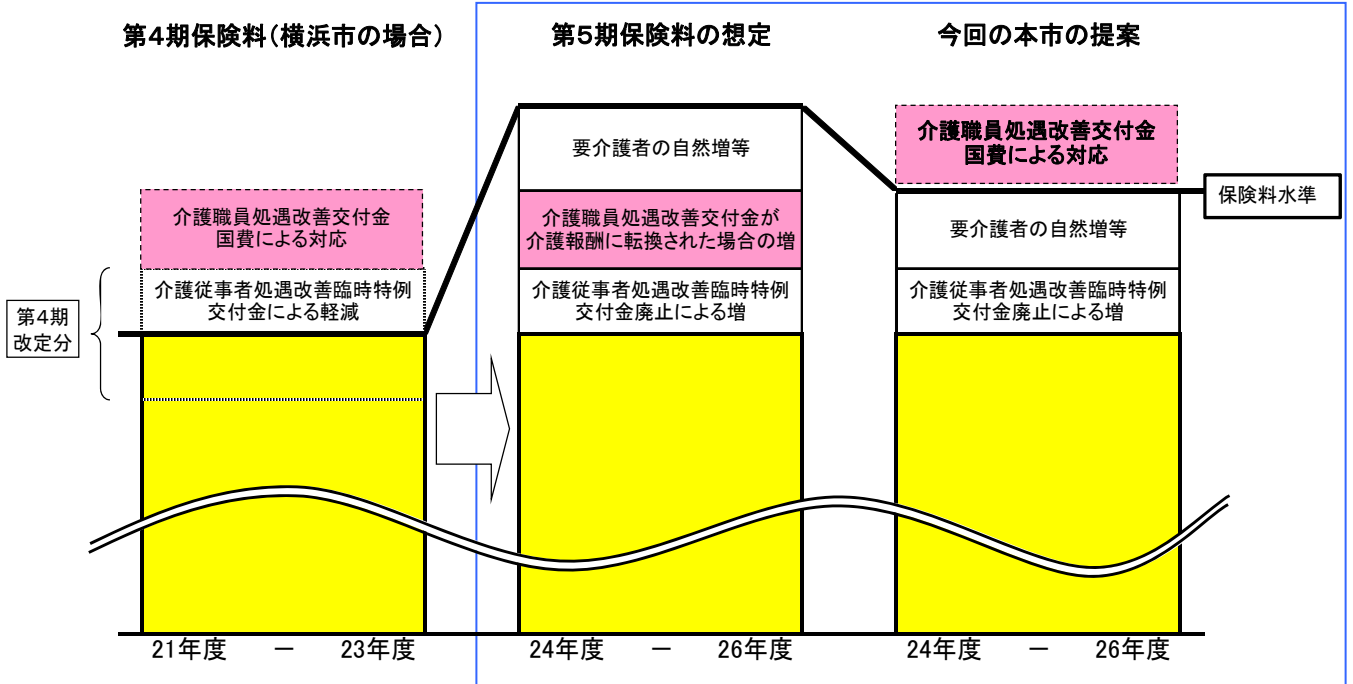
【提案内容】

- 1 第5期介護報酬改定に向けた**介護職員処遇改善交付金の拡大、継続及び地域区分の見直し**
- 2 低所得者に対する居住費等負担軽減策の拡大
 - (1) 特別養護老人ホームの**個室ユニットの補足給付の拡大**
 - (2) グループホーム入居者への**利用者負担軽減又は家賃助成の導入**

【提案の背景】

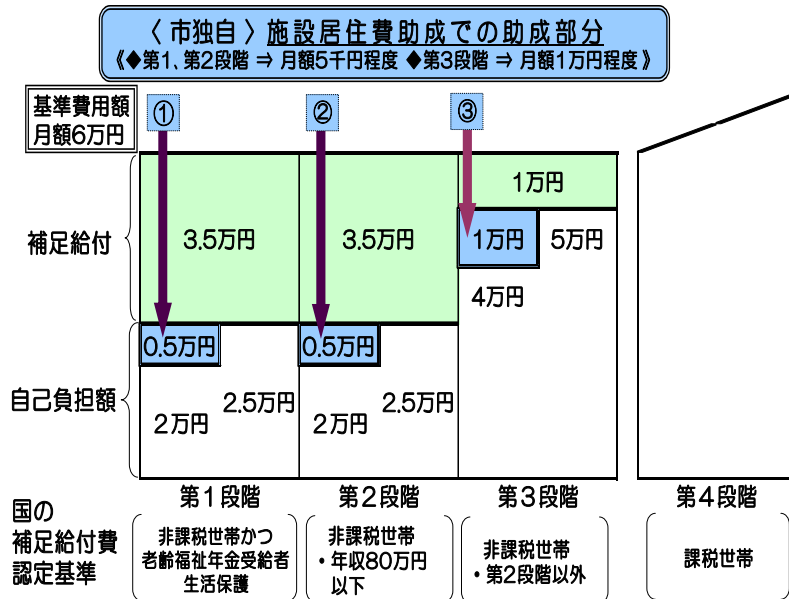
- ・ 介護人材確保を図るための介護職員処遇改善交付金を平成 23 年度末に廃止し、第5期（24年度～26年度）の介護報酬に上乘せすることは保険料の急激な上昇を招くほか、利用者負担にも影響するため、当該交付金については、対象者を介護職員から介護従事者に拡大した上で、第5期においても継続して実施することを要望します。
- ・ また、第4期介護報酬改定において地域区分の見直しが行われましたが、都市部における実情を十分に反映したものにはなっていません。
- ・ 横浜市内の、賃金や物価水準等は東京特別区と同程度であり、介護報酬についても地域の実情を十分に反映した見直しが必要です。
- ・ 特別養護老人ホームについては、本市は個室ユニットの整備を積極的に進めていますが、低所得者にとっては居住費の負担が重く入居しづらいとの声があり、整備と合わせて低所得者に対する対策が必要です。
- ・ また、グループホーム入居者については、補足給付の対象外となっており、利用者負担の軽減がなされていない状況にあります。
- ・ 国において低所得者への居住費等の負担軽減策の拡大を要望します。

<介護職員処遇改善交付金の継続>



<横浜市独自の施設居住費助成>

- ※ ③ ⇒ 第3段階部分…22年10月から実施〈継続〉
- ※ ①、② ⇒ 第1・2段階部分
…23年10月から実施〈拡充〉



<施設居住費助成> 横浜市独自 (単身世帯の例)

- 対象要件
 - ・国の補足給付費の認定基準による認定
(負担額限度額認定)を受けていること
 - ・市民税非課税世帯であること
 - ・税法上の被扶養者でないこと
 - ・資産基準(350万円以下、
居住用の不動産を所有しない)
 - ・生活保護を受けていないこと
 - ・収入基準(横浜市独自の段階設定)
- ①、②…国の補足給付費の認定基準による
認定が第1、第2段階であり、
年収50万円以下)
- ③……国の補足給付費の認定基準による
認定が第3段階であり、
年収150万円以下)

<横浜市独自のグループホーム助成>

- 助成内容
 - グループホームの利用者負担分(10%)を5%に軽減し、その差額分を助成します。
 - ※ 21年10月から実施〈継続〉
- 対象要件
 - ・市民税非課税世帯
 - ・収入基準(単身世帯で150万円以下)
 - ・資産基準(単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない)
 - ・税法上の被扶養者でないこと
 - ・3か月以上、横浜市に居住していること
 - ・横浜市内のグループホームを利用していること

※ 施設居住費助成及びグループホーム助成については、国の補足給付費の対象となっていない部分での低所得者の負担を軽減するため、本市独自に実施しているものです。

京浜臨海部におけるライフサイエンス分野の国際競争拠点の形成（経済産業省）

【提案内容】

京浜臨海部におけるライフサイエンス分野の国際競争拠点形成の取組に対する**事業費の確保などの支援**

【提案の背景】

- ・ 京浜臨海部は、**理化学研究所をはじめとして、周辺も含め優れた研究機関や大学、ベンチャー企業等が多数立地**しています。こうした強みを生かして、先端的な医療として注目される再生医療の推進、急速な高齢化に伴い増加するがんや生活習慣病に有用な医薬品や医療機器開発の加速などを進めるため、**京浜臨海部におけるライフサイエンス分野の国際競争拠点の形成を目指し、神奈川県、川崎市とともに、国際戦略総合特区として提案を予定しており、特区提案に必要な事業実施主体、経済団体、金融機関等で構成される地域協議会を平成23年3月9日に設置**しました。
- ・ 当地域に立地する**木原記念横浜生命科学振興財団**では、全国のベンチャー企業、研究機関等のバイオ医薬品創薬を支援する「**横浜バイオ医薬品研究開発センター**」を整備し、本施設を核とした**製薬企業や大学、研究機関などとの連携体制を構築する必要があります**。
- ・ **横浜市立大学**では、「**先端医科学研究センター**」の建設に本年度より着手し、基礎医学の研究成果を臨床応用させる研究体制の構築を進めています。
- ・ また、高度な放射線治療の提供に向けて**研究開発（ホウ素中性子線捕捉療法：BNCT）を推進し、放射線療法に関して国内技術開発のための拠点となることを目指します**。
- ・ さらに、市内IT企業や中小製造業等が、健康・医療分野への参入を促進する取組を進める**横浜医工連携プロジェクトを推進する必要があります**。

- ・このような、京浜臨海部におけるライフサイエンス分野の国際競争拠点形成の取組に対する事業費の確保などの支援を要望します。

【拠点形成に向けた取組】

横浜バイオ医薬品研究開発センター（YBIRD）の整備 （23年3月竣工）

- 実施主体： 木原記念横浜生命科学振興財団
- 実施概要：
 - ・研究段階にあるタンパク質の創薬シーズを実用化につなげるための共同研究開発
 - ・組換えタンパク質やペプチド等のバイオ新薬やバイオ医薬品の治験原薬をGMP基準により受託製造
 - ・タンパク質生産技術やGMP基準に関する教育訓練
- ポイント： 抗体医薬などのバイオ医薬品創薬の活性化に寄与



※横浜バイオ産業センター（YBIC）内に整備

先端医科学研究センターの整備 （23年度着工）

- 実施主体：
 - ・横浜市立大学先端医科学研究センター
 - ・横浜市
- 実施概要：
 - ・がんや生活習慣病、免疫アレルギーなどの疾患克服に向け、開発型から臨床研究までを実施
 - ・企業との共同研究や第Ⅰ相治験を実施するスペースを有し、産業化に向けた取組を推進
- ポイント： 隣接する基礎・臨床研究棟、附属病院を橋渡しする機能を有することで、一気通貫した体制が可能



ホウ素中性子線捕捉療法（BNCT）の研究

- 実施主体：
 - ・横浜市立大学附属病院
 - ・国立がん研究センターなどとの連携を予定
- 実施概要：
 - ・BNCTの先行技術開発、臨床プロトコル開発
 - ・近隣の放射線治療施設との連携による技術の共有
- ポイント： 高度放射線治療の提供が可能



提案の担当／ 経済局成長戦略推進部新産業振興課長 立石 建 TEL045-671-2574
政策局大学調整課長 渡邊 孝之 TEL045-671-4271

国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力強化と幹線道路網の整備の推進（国土交通省）

【提案内容】

- 1 国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力強化に向けた重点的な施策展開の推進
 - (1) 国費負担率の更なる引き上げとその対象施設を航路・泊地の浚渫や南本牧ふ頭連絡臨港道路に拡大
 - (2) 港湾運営主体の財政基盤の強化を図るため、税制優遇措置や荷役機械（ガントリークレーン）の整備に係る補助制度の創設
 - (3) 国際基幹航路の維持・拡大に向けて、貨物集荷力強化を図り、横浜港への貨物集約を促進するため、内航フィーダーや鉄道等の料金競争力強化に関する施策の拡大
 - (4) 港湾における温暖化対策として、e-RTG（電気式トランスファークレーン）、LED照明などの導入の促進、補助制度の創設

【提案の背景】

- ・ 横浜港をはじめとする京浜港は更なる「選択と集中」により我が国港湾の競争力強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」として昨年8月選定を受けました。
- ・ 本市はこの使命を果たすべく、「釜山港等に対峙する国際拠点港湾の実現」等の政策目標を掲げ、様々な取組を進めています。しかし、釜山港等のアジア主要港に競合していくためには、これまで以上に戦略港湾に集中的に国費を投入し、先進的な港湾施設等の早期整備や、戦略港湾に貨物を集約するための国内輸送ネットワークの競争力強化など、重点的な施策を強力に推進していかなければなりません。

- ・ 国土交通省においては、港湾法等の改正や平成 23 年度政府予算における事業費の重点配分などの集中的な施策の展開をされていますが、東アジアのハブポートとして生き残っていくためには、横浜港の国際競争力強化に向けた**より一層の重点的な施策展開が不可欠**です。
- ・ さらに、3月11日に発生した東日本大震災によって、東北地方は甚大な被害を受け、東日本の輸出入貨物の物流体系再構築が喫緊の課題となっています。このため、震災復興を促進する観点からも、同地方と横浜港を結ぶ、陸路・鉄道など国内輸送ネットワークの一層の競争力強化に向けた支援も必要です。

※ 当地域については、国際戦略総合特区へも「京浜港国際コンテナ戦略港湾」として提案を予定しており、更なる規制緩和や支援制度を効果的に活用することにより、国際競争力の強化を図っていきます。

※ 直轄事業費負担金制度については、これまでも指定都市市長会などを通して地方分権の観点から迅速な見直しを求めています。



提案の担当／港湾局港湾経営部戦略港湾担当課長	大濱 宏之	TEL	045-671-2873
港湾局港湾整備部企画調整課長	中野 裕也	TEL	045-671-2877

2 京浜港や羽田空港の国際競争力向上に向け、平時にも災害時にも輸送経路として必要な横浜環状道路（南線、北線、北西線）を中心とした高速道路網等の整備の推進

- (1) 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部である**横浜環状南線・横浜湘南道路の整備推進**
- (2) **横浜環状北線の早期完成**
- (3) **横浜環状北西線の早期事業化と整備可能な方策の実施**
- (4) **一般国道 357 号等の国直轄事業の推進**

【提案の背景】

- ・ 国際コンテナ戦略港湾である「京浜港」で取り扱われるコンテナ貨物の約 9 割は、道路輸送に頼っており、国内集荷力の強化を図るためには、高速道路を中心とした**広域的な道路ネットワークの整備が重要**です。
- ・ また、災害時においても、支援物資や人員を迅速に輸送する経路の確保が重要であり、**輸送路の軸となるダブルネットワークの確保**が必要です。
- ・ しかし、「京浜港」や国際ハブ空港を目指す「羽田空港」と「東名高速道路」をつなぐ自動車専用道路は**全国一位の交通量(17 万台/日)である保土ヶ谷バイパスのみであり、慢性的な渋滞**が生じています。
- ・ このため、保土ヶ谷バイパスに集中する交通の迂回機能を持ち、首都圏や全国の各地から効率的に「人」や「もの」を運ぶ**横浜環状道路の整備を推進**することが不可欠です。
- ・ 既に事業中の**横浜環状南線、横浜湘南道路(ともに国道 468 号)**は、**圏央道の一部**を構成しています。圏央道の神奈川県央地区では「**さがみ縦貫道路**」が平成 24 年度を目途に整備を進めており、完成間近の区間に遅れることがないように、**圏央道全体の早期完成を見通した事業費の確保が必要**です。
- ・ また、22 年度に都市計画決定された**横浜環状北西線の早期事業化**及び本線トンネル工事を進めている**横浜環状北線の早期完成**など、「京浜港」や「羽田空港」と「東名高速道路」と直結することが急務です。
- ・ さらに、高速道路整備に併せ、交通渋滞解消や物流の効率化などによる都市活動の活性化のため、**一般国道 357 号等の国直轄事業を推進することが必要**です。

羽田空港の更なる国際化の推進（国土交通省）

【提案内容】

- 1 羽田空港の国際ハブ空港化を進めるため、**国際旅客定期便への更なる増枠を実施**
- 2 **発着枠の増加・就航路線の決定**について、資金協力の経緯を踏まえた、**関係自治体の意見の十分な反映**
- 3 将来的な首都圏空港の更なる容量拡大・機能強化について**国の負担と責任における実施と、関係自治体の意見の十分な反映**
- 4 **首都高速湾岸線（横浜市内～羽田空港）の通行料金**について、**距離別料金制移行後も国の責任において利用しやすい料金の実現に向けた措置の実施**

【提案の背景】

- ・ 首都圏におけるビジネス、観光・MICE等に対する国際航空需要のポテンシャルを踏まえ、現在、**国内・国際線の配分が決定していない昼間の発着枠（年間 2.7 万回）を更に国際旅客定期便へ配分することを要望**します。
- ・ 横浜市は「国際線機能の充実」等を大前提として、再拡張事業への資金協力を行ってきました。**昼間時間帯の国際旅客定期便については、国土交通省の成長戦略会議で示された、ASEANや欧米への就航を積極的に推進することを要望**します。
- ・ 将来的な首都圏空港の更なる容量拡大、機能強化は推進すべきですが、地方自治体に負担を強いることのないよう**国の負担と責任において実施することと、関係自治体の意見の十分な反映を要望**します。
- ・ 首都高速湾岸線（横浜市内～羽田空港）料金割引社会実験については、距離別料金制移行までは継続実施される見込みですが、**移行後も国の責任において、利用しやすく分かりやすい料金体系の実現を要望**します。

■羽田空港における発着枠の推移について

	内陸種別	2010.10時点 (D滑走路供用開始)		最終形(2013年度) (成長戦略会議)		将来
		便	(万回)	便	(万回)	
昼間時間帯 (6～23時)	国内線	413	(30.1)	435	(32.0)	更なる国際化
	国際線	40	(3.0)	80	(6.0)	
	未定	—	(—)	37	(2.7)	
深夜・早朝時間帯 (22～7時)	国内線	0	(0.0)	0	(0.0)	更なる国際化
	国際線	40	(3.0)	40	(3.0)	
発着便数(回数)計	国内線	413	(30.1)	435	(32.0)	首都圏空港の更なる容量拡大機能強化 国の負担と責任で
	国際線	80	(6.0)	120	(9.0)	
	未定	—	(—)	37	(2.7)	
	昼間計	453	(33.1)	552	(40.7)	
	深夜・早朝計	40	(3.0)	40	(3.0)	

※深夜早朝時間帯においては、別途、1万回/年(13便/日)が国際チャーター及び国際貨物便の枠として設定されている。

■羽田空港の国際線枠(2010.10時点)について

国・地域	就航都市	昼間	深夜早朝
韓国	ソウル(金浦・仁川)・釜山・済州	12	4
中国	北京・上海	16	2
	香港	4	4
台湾	台北(松山)	8	—
マレーシア	クアラルンプール・コタキナバル	—	2
タイ	バンコク	—	4
シンガポール	シンガポール	—	4
フランス	パリ	—	2
イギリス	ロンドン	—	2
オランダ	アムステルダム	—	2
ドイツ	フランクフルト・ミュンヘン・ライプチヒ等	—	4
カナダ	バンクーバー・トロント	—	2
アメリカ	サンフランシスコ・ホノルル・ロサンゼルス・ ニューヨーク・デトロイト	—	8
便数計		40	40

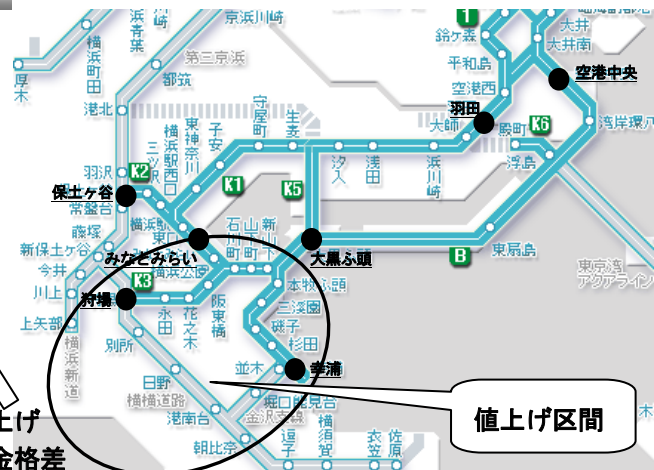
昼間時間帯にASEAN、
更には世界各地へ

■首都高速道路距離別料金の試算例について

区間	距離	現行料金	新料金
【1号羽田線】			
羽田 保土ヶ谷	18km	700円	700円
みなとみらい			
【湾岸線】			
空港中央 大黒ふ頭	17km	700円	700円
みなとみらい	25km	(※)	900円
幸浦・狩場	33・34km		

(※)首都高速湾岸線(横浜市内～羽田空港)料金割引社会実験
(普通車)900円→700円:料金格差是正

- ・値上げ
- ・料金格差



値上げ区間

緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 (国土交通省)

【提案内容】

「横浜みどりアップ計画」を着実に推進するための支援策拡充

- 1 相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱いの見直し
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
- 3 商業系用途地域内の建築物についても緑化地域制度の緑化率の規定を適用できるように、都市緑地法を改正

【提案の背景】

- ・ 横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かな都市環境を保全・創造していくため、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を3つの施策を柱とした「横浜みどりアップ計画」の推進に取り組んでいます。
- ・ 本市においては緑の多くが民有地であることから、民有地の緑に対する施策を大幅に拡充し、そのための安定的な財源として平成21年度から「横浜みどり税」を導入し、独自に市民に負担を求めています。
- ・ これに加え、新たに固定資産税等の軽減制度を創設するなど、緑化の推進のため、市として可能な限りの様々な取組を進めています。
- ・ 都市部における緑地保全・緑化をさらに推進するため、国においても相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱いの見直し、緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充、商業系用途地域内への緑化率規定適用など、支援策の拡充を図ることを提案します。

「横浜みどりアップ計画」推進にあたっての課題等

樹林地を守る

◆ 緑地を保有するには、相続時における相続税の負担が最大の課題（樹林地所有者へのアンケートから）

緑をつくる

◆ 都市緑地法の規定により、特に緑が不足している商業系用途地域において、緑化地域制度を効果的に活用できない

現 状 & 提 案

1 相続税法上、金銭で納付することが原則であるため、相続した緑地が相続税支払いのため、売却されてしまう可能性があります。

提案

- ① 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、物納可能となる要件緩和
- ② 国有財産の買取を希望する自治体へ物納財産の1/3を無償貸付する優遇措置の復活

2 緑地を相続等した場合、土地評価の控除はあるものの、税負担が大きな課題となっています。

提案

- ① 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の相続税の負担軽減措置の創設、借地公園として10年以上利用された土地を相続した場合の負担軽減措置の拡充、都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について譲渡所得の特別控除額の引上げ
- ② 事業用資産である土地同士を交換した場合は、譲渡所得の課税の特例が認められている（租税特別措置法第37条から第37条の4）。緑地の保全のための必要な山林と宅地等の交換にあたっては、事業用資産でなくてもこの課税の特例の適用が可能となるよう制度を見直し

3 都市緑地法の規定で、地域による適用除外の規定があるため、特に緑が不足している商業系用途地域での緑化推進が効果的に進められません。

提案

- ① 商業系用途地域内の建築物の大半を占める、建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物についても、緑化地域制度における緑化率の規定を適用できるよう、都市緑地法を改正

	緑化率	根 拠
住居系用途地域	10%	都市緑地法、条例
商業系用途地域	5%	条例（開発協議）
工業系用途地域	13～25%	工場立地法、条例

法による規制が必要

仮に法律による規制があれば・・・

5%の緑化率で、約7haの緑化推進が**確実に担保**

- 商業系用途地域内の建築確認件数及び面積
 件数：約200件／建築敷地面積 約140ha
 （敷地面積500㎡以上：平成17～19年度）



横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-4239

この提案・要望書は下記のホームページアドレスでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/teianyoubou/>